

イヤです 非通 戦信



発行：2007・11/10
第7号

発行：「靖国合祀イヤです訴訟」と
共に闘う会

連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11
シティコープ 上町402市民共同ハウス SORA内
ファックス：06-6949-2440

http://www.geocities.jp/yasukuni_no/

第六回 弁論

被告の「山口自衛官合祀拒否・最高裁判決」頼りを粉碎！

2007年10月16日、靖国イヤです訴訟の第六回目の口頭弁論が大阪地裁で行なわれました。今回もまた前回と同様、傍聴人に対する身体検査や荷物の預かりはありませんでした。どうやら裁判所はいつの間にか方針を変えたようです。

今回の弁論では、まず、新しく原告になった松岡勲さんの陳述がありました。

松岡勲さんは1944年に生まれ、1945年2月に35歳で戦死した父の姿を一度も見ずに成長しました。そして成長するにつれて、父の不在によって、父を奪った軍隊や天皇に対する疑問、嫌悪を感じるようになりました。さらには高校生の時には、父は中国戦線で人を殺す立場になったのではないかという思いがわきあがってきました。しかし、その問いをお母さんに発したところ、激しい拒絶が帰ってきたただけでした。戦死した人々は国策の被害者であると同時に加害者であるという松岡さんの認識と、国のために命をささげた「英霊」であるという国と靖国神社が流布し続けている戦没者像とは、真っ向から対立するものだったのです。

そういう状況の中で、結局90歳でお母さんが病死するまで、ついに家族の中で共に語り合い、共に悲しむことはできませんでした。お母さんの死後、遺品の中から靖国神社の合祀通知を発見した松岡さんは、こんなものが父を「護国の神」にしたのかと腹立たしく思い、靖国神社に合祀の取り消しを求めるやり取りをはじめました。しかし、靖国神社

の最初の回答は靖国側の一方的な祀る自由を主張するばかりでした。しかも二度目の回答では、「靖国神社の根幹にかかわる合祀・祭祀に批判的な意見表明」には、「議論することを差し控えさせて戴きたい」という一方的な通知があり、松岡さんの真摯な疑問に答えるものは何もありませんでした。

松岡さんが63年の人生の大半をかけて悩みぬいてきた問題も、靖国神社にしてみれば、たった2度の回答で終わらせるものに過ぎなかったのです。そこで松岡さんは提訴に踏み切り、従前からの原告らと共にこの訴訟の原告の一員となったのでした。

法廷では松岡さんの陳述に対する拍手が止められてしまいましたが、午後から開かれた報告集会においてはあたりをはばかることなく盛大な拍手が鳴り響きました。

今回の法廷では、もう一つ陳述が行なわれました。山口県自衛官合祀拒否訴訟の最高裁判決に対する全面的な批判です。なぜ、この「靖国イヤです訴訟」においてその批判が必要であるかといえば、国がその判決を持ち出してきて、すでに決着済みの事案であるという主張を行なっているからです。

しかし、本当にその判決で決着済みだと言えるのでしょうか。また、その判決そのものに問題点はないのでしょうか。

こうした問題を明らかにするためには、まず、山口県自衛官合祀事件とは何だったのかを振り返って見なければなりません。

この事件は、社団法人隊友会山口県支部連合会（県隊友会）と自衛隊山口地方連絡部（地連）とが共同して、公務死した自衛官を、その妻の明白な拒絶の意思に反して山口県護国神社に合祀するための申請を行なったというものです。訴訟の主要な争点は、地連（＝国の機関）が合祀申請に関わったことが憲法違反であるかどうか、そして、妻である中谷康子さんの「宗教上の人格権」すなわち「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送る法的利益」が侵害されたかどうか、という点にありました。

一審と二審では、原告の言い分がほぼ認められたのですが、最高裁ではそれが覆され、原告敗訴の判決がでてしまいました。それ以来、国は政教分離や信教の自由が問題になる裁判においては、金科玉条のようにこの最高裁判決を持ち出してくるようになったのです。

まず、この最高裁判決は、およそ裁判というものの規範から大いに逸脱しています。通常、最高裁では事実認定は行わず、法律の解釈に関する審査のみを行うことになっています。そして、もしも事実認定が誤っているという評価がなされれば、原審に差し戻さなければなりません。最高裁自身が新たな事実認定をしてはならないのです。

一審・二審では、合祀申請行為は地連と県隊友会との共同行為であるという事実認定がなされていました。これが間違いだということであれば、差し戻しを行なわなければなりません。

なのに、「県護国神社による合祀は、基本的には遺族の要望を受けた県隊友会がその実現に向けて同神社と折衝を重ねるなどの努力をし、同神社が殉職自衛官を合祀する方針を決定した結果実現したものである」ので、「地連職員の事務的な協力に負うところがあるにせよ」、県隊友会の「単独名義で」合祀申請がなされたことをもって、「県隊友会の単独行為」であると、勝手な事実認定を行なったのです。

この事件の原告である中谷さんの場合、「遺族の要望」どころか明白な拒絶をしていたにもかかわらず、まったく正反対のことが書かれています。また自衛隊員の協力があつたこ

とは認めても、それを「事務的」と評価して、県隊友会の「単独行為」と認定するのも常識では考えられない話です。このような詭弁を弄し、手続きにおける違法を犯してでも「共同行為」であることを否定しなければ、国を勝たせることができなかったのです。

県隊友会は自衛隊のOB組織であって、自衛隊と密接な関係があることは誰の目にも明らかですが、単なる民間団体と位置づけられ、それが宗教行為を行なっても何の問題もないということになっているのです。

さらに、この時の訴訟は、護国神社を被告とした裁判ではなく、護国神社の合祀を争点にしたものではありませんでした。にも関わらず、唐突に、護国神社による合祀が原告に対する権利侵害にあたるかどうかについての言及がなされました。そこでは、県護国神社と中谷さんとの関係を私人相互の関係であると述べた上で、中谷さんが権利を侵害されたとは認められないという論を展開しました。そして、中谷さんに「寛容であること」を押し付ける暴論を展開したのです。

「合祀それ自体は県護国神社によってされているのであるから、法的利益の侵害の成否は、同神社と被告原告（中谷さん）の間の司法上の関係として検討すべきこととなる。」

「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教行為によって害された」としても、このような宗教上の感情を害されたということで損害賠償を求めるなら、「かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至る」とし、「信教の自由の保障は」、それが「強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである。」としているのです。いわゆる「寛容」の押し付けです。

一個人の意思が地連や隊友会という巨大組織の思惑によって踏みにじられたという事件であったというのに、ことさら「人」「他者」といった抽象的な言葉によって事件の深刻さを覆い隠しています。護国神社が靖国神社とともに戦前から国家と密接な関係の下で戦没者合祀を行ってきた国家神道の担い手であったという、具体的、歴史的認識もまったく欠

落しています。

憲法の政教分離規定は、具体的には戦前の国家神道を指しています。その国家神道の担い手であった県護国神社による、戦前と同じような個人の意思を無視した、殉職者の「合祀」は、公権力による人権侵害と同視して判断すべきものではないでしょうか。

憲法における人権概念は、18～19世紀においては、国家に対する個人の権利の保障として考えられてきました。しかし、20世紀に入ってからは、公的権力だけでなく、私的団体・組織からも個人の人権を守らなければならないという見地が憲法に反映されるようになりました。

公権力による個人の信教の自由侵害が憲法上絶対的に禁じられていることはいまでもありません。この趣旨からすれば、私人相互間であっても、そこに公権力と個人の関係に類似するような関係があれば、それは公権力による信教の自由の侵害の場合と同様に考えるべきでしょう。

この判決では「寛容」という言葉を使って、原告に我慢を強いています。しかし、現憲法においては、人権を制約できるのは、他者の人権を侵害した場合においてのみであって、その時には「個人の尊厳」を解釈基準として調整がなされます。一方、「寛容であること」を根拠に人権が制約できるのであれば、どんな人権侵害があってもそれを追認する結果になりかねません。

そもそも宗教上の「寛容」とは、国家に対して求められるべきです。個人の信教の自由を保障するためには、国家が個人の信仰に対して寛容であることが前提です。

以上のような論を展開した原告第15準備書面は、最後に次のような言葉で締めくくられています。

「もともと寛容の精神は、力弱き少数者に対し、その人格や思想を認め保護するものとして、民主的な原則たる意義を持つ。とりわけヨーロッパ史の中で長い宗教的対立や抗争を重ねた結果として生まれた寛容の要請は、そのことを自ら実証してきたといえよう。したがって、その本来の意味において、それが差し向けられるべき相手は、権力（者）や多数

者であって、力なき少数者ではない。後者に（前者に対する）寛容を説くことは、およそノンセンスであるか、あるいは“抑圧を甘受せよ”という抵抗封じ込めの説教になるか、何れでしかないであろう。」（「自衛官合祀訴訟最高裁判決の検討」小林直樹・法律時報60巻10号56頁）

さらに厳密に言えば、この自衛官合祀拒否訴訟と、現在行われている靖国イヤです訴訟とは、全く違う事案になります。前者はあくまでも国の機関である地連の行為の違憲性を問う訴訟で、護国神社を直接被告とするものではありませんでした。現在の訴訟は、国の違憲性を問うだけでなく、靖国神社を直接被告としている点、そしてまた侵害された法的利益を「肉親らへの敬愛追慕の念」としている点が異なっています。したがって、自衛官合祀訴訟での判決をそのまま適用することはできないと言わなければなりません。



法廷ではかなり早口で陳述されたので、報告集會において、再度、弁護士のほうから詳しい説明がありました。

準備書面の中の「力なき少数者」という言葉は、原告らにとっては少々不満なようです。つまり、自分たちは決して「少数者」でもなければ、「力がない」わけでもないという自負があるのです。「多数」とか「少数」とかが問題なのではなく、国に侵害されている「個」の権利を守ること、個人の尊重・尊厳は、あらゆる法を貫く根本原理であることが確認されました。

報告集會の最後では、沖縄の運動と岩波・大江裁判に関する報告がありました。この二つは密接につながっています。

岩波・大江裁判というのは、岩波書店から出している大江健三郎の著書の中で書かれている集団自決に関して、二人の元軍人が自分たちは自決命令は出していないとして提訴している裁判です。そして、教科書から、沖縄の集団自決は「軍の命令による」という内容が削除されたのは、この裁判において、その

事実を巡って争いがあるという理由によるものだったのです。

しかし、沖縄の人々が実際に体験した事実をねじ曲げることはできません。教科書の書き換えに反対する9月30日の沖縄での11万人集会は「荘厳さを感じるほど」の雰囲気、地面が地震のように動いたように感じた、と集会の熱気を伝える報告がなされました。

11月9日、大阪地裁において、岩波・大江裁判の証人尋問が行われます。この裁判もぜひ注目しようというアピールで締めくくられました。

さて、「イヤです裁判」、いよいよ靖国新資料に基づき国の関与を具体的に明らかにしていくことが予定されています。裁判所もこの新資料に関しては興味津々ということです。次回の12月18日の裁判をご期待ください。

次回第7回弁論予定

12月18日(火) 午前11時開廷

傍聴抽選 午前10時までに大阪地裁
正面玄関前集合

内容：靖国新資料に基づき、合祀がいかにかの深い関与に寄るものかを具体的に明らかにする準備書面16が提出され、弁護士による陳述の予定

弁論かみ砕き・学習集会

時 間：裁判後今回は午後2時～

★集会時間、なぜちゅーと半端な2時なのか？以下説明

今回は5ページにて紹介のとおり、当訴訟の代理人、おなじみ元気印の康弁護士自身が原告となって闘っておられる「民族差別による入居拒否事件」の判決が同日1時15分から同大阪地裁であります。(判決言い渡しはすぐに終わります) 午後の集会の前に判決審に駆けつけたとおもいます。よって2時からです。

ご支援よろしく！

場 所：エル大阪701会議室

会場カンパ 500円

内 容：裁判報告として、「靖国新資料」解説その三

2008年 今後の弁論予定

第 8回弁論 2月12日

第 9回弁論 4月15日

第10回弁論 6月10日

それぞれ大阪地裁にて午前11時開廷

カレンダーに書き入れ
してください



◆◆◆ 裁判を傍聴して ◆◆◆

安岡健一

はじめまして。準備書面のコピーなどちよっとしたお手伝いをさせてもらっています。今回の傍聴で、とくに印象に残っているのは松岡さんの陳述での、父の合祀をめぐる「親子の亀裂」という部分でした。

戦争遺児と未亡人のあいだには、あるいはまた遺家族とその周囲の間には、さまざまな、それぞれの「亀裂」があっただろうと思います。孤立する人びとを、戦前のような総動員体制ではなく、一本釣りで包摂していった戦後の国、靖国神社。亀裂は、純粋に個人的なものだったのではなく、政治的なものであったということ、そして決して少なくない遺族にとってその要素として靖国の教義そのものがあるということ、松岡さんの陳述を聞き、改めて考えさせられました。

しかし同時に、なぜ、それまでの日本社会の紐帯は、この亀裂をうめることができなかつたのか—そうした問いもまた禁じ得ませんでした。この問いは、靖国神社、国を撃つものであると同時に、社会における人と人との関わり方総体をも問いなおす性質もあって感じています。私たちがそこにある亀裂に向き合わぬ限り、国家による終わりなき「錬金術」は亀裂を充填し、私たちはいつまでも敗北し続けるだろうからです。

私の父もまた戦争遺児です。父の悲しみを想像しつつ、新たな英霊の時代の到来を阻止することをめざし、私はこの傍聴に参加しています。これからも多くの方々とともにたたかっていきたいです。よろしくお祈りします。



よろしく！
ワン！

ノー!ハプサ 訴訟

第一回弁論=傍聴してきました

9月7日、韓国人の靖国合祀取消を求めるノー!ハプサ（合祀）訴訟の第一回口頭弁論が東京地裁で開かれました。韓国からは原告・李熙子（イ・ヒジャ）、尹玉重（ユン・オクジュン）、呂明煥（ヨ・ミョンファン）さんの3人と元韓国民弁会長のイ・ソクテ弁護士ら5名が来日され、傍聴は被告靖国側の動員もあって抽選に。弁論に先立って午後1時30分からの国会院内集会も開かれましたが、これには出席できませんでした。

4時からの弁論では、三人の意見陳述と大口、内田代理人の意見陳述がありました。被告靖国神社の代理人は、口頭で行なわれることが原則となっているはずの日本の裁判の「本来の」姿を呈した弁論に、「裁判らしく、陳述などはなくして書面でやりたい」といった情けない異議を申し立てていました。専門家だけに通じるわけのわからぬ言葉の羅列で人々を欺く多くの「ただの法律家」の顔でした。原告の陳述の迫力、両代理人の「ただの法律家」ではない迫力のある（アジ演説風の？）陳述もすごくおもしろかったです。

私たちの合祀イヤです訴訟の原告も、多くは韓国・台湾の靖国合祀者の「還我祖霊」の叫びに促されて訴訟に踏み出しました。

沖縄戦の被害者の合祀取り消し訴訟も準備中です。

いよいよ、アジアの反靖国遺族の連帯が本格的に動き出しました。ご注目を！

（菱木政晴）

靖国合祀取消を求めるノー!ハプサ訴訟
第二回口頭弁論

11月19日（月）午前10時から
東京地裁・大法院にて
東京方面の方は是非傍聴を！！よろしく。



我らの弁護士康由美さんの「入居差別訴訟」判決に傍聴支援を！！

韓国籍であることを理由に入居を拒否された康由美弁護士が、2005年11月に家主と大阪市を訴えた裁判の判決が、大阪地方裁判所1006号法廷で12月18日午後1時15分からあります。（家主とは2007年3月に和解）なんという奇遇！なんという偶然！その日は私達の「靖国合祀はイヤです訴訟」の第7回口頭弁論の日ではありませんか！

お昼をチャッチャッと済ませて、一旦、口を開けば弁舌鋭い大阪のおばちゃん、遠くから見ると女学生のような康由美弁護士の傍聴支援にみんなで行きましょう！

康由美弁護士は韓国籍であることを理由に2回入居拒否されています。1回目は大学院生の時、そして2回目はそれから17年後、弁護士になってから。

2006年1月24日の第1回口頭弁論期日に意見陳述で「・・・私は現在、弁護士をしています。弁護士の第一の職務は、社会正義の実現、人権の擁護です。その私が人権を侵害されて、そのまま黙っている訳にはいきません。また、かつては、弁護士になるにも日本国籍が必要でした。けれども、外国籍のままでも弁護士になれる道を、同胞の先輩が切り開いてくれたからこそ、今の私があるのです。誰かが声をあげ、それを支持する人が現れることで、日本社会が変わったのです。ですから、私がこの裁判を起こしたのは、単に、私の入居を拒否した個々の家主の責任を追及するだけではなく、このような在日朝鮮人をとりまく差別的な日常を放置し続けている行政の責任を問うことによって、日本社会がより寛容で豊かな社会に変わる契機にしたい、と考えたからです。法の目的は社会正義の実現にあるのだということが、この裁判を通

じて明らかになることを、心より願っています。」

私は2007年5月1日の第9回期日からしか傍聴していませんので、前のことは分からないのですが、傍聴席の埋まり具合は3分の1から2分の1ぐらいです。判決の日は傍聴者が廊下まで溢れて、あの寝てるか起きてるか判らないと呆けた大阪市の代理人をびっくりさせたい、いえいえ、それより、康さんのあげた声に支持する一人になって日本社会を変えたいと願っています。それとですね、この裁判の裁判長はなかなかいい感じなのです。個人的には好みでもあるのですが、もしかしたら良い判決が出るのではと期待してしまう雰囲気なのです。(今まで男には裏切られたことのない私が何度裁判官には裏切られたことか、とほほ)とにかく皆さん！家主との劇的な和解を経て、今は大阪市の行政責任を問うている我らの弁護士康由美さんの裁判に行きましょう！！ (事務局 T, T)

12月18日午後1時15分から

大阪地方裁判所 1006号法廷

おすすめ本

【靖国の闇によろこそ】

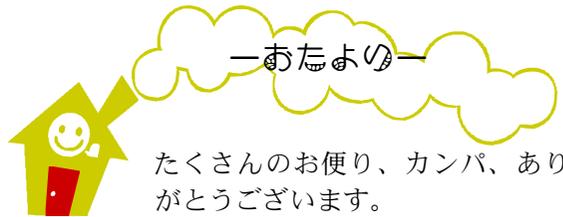
靖国神社・遊就館 非公式ガイドブック

◆この本を片手に靖国を歩けば、きっとおもしろさ倍増！たっぷりの写真が「おもしろい！」

著者 辻子実 定価1800

出版 社会評論社

12/18の裁判後集会で販売します。



たくさんのお便り、カンパ、ありがとうございます。

《9月》

◆前回会費がいつ期限切れか分かりませんので入金しておきます。期限切れからの延長をお願いします (大阪 E.U)

【事務局より】昨年8/5に入金ありましたよ

◆8月の裁判と学習会に参加しました。あちら側は「青いリボンのバッチ」をつけてみえましたが、皆が皆それをつける風景はかの国の「金正日バッチ」と変わらない思考様式で笑えました。菱木先生、また酒おごってください (笑) (岐阜 C.U)

◆体調悪くて裁判の傍聴に行けなくてすみません。これからも共に頑張りましょう

(大阪 T.U)

【事務局より】ゆっくり養生してくださいね。

◆手元不如意少額をあしからず。次回の裁判参加を予定しています (豊中 O.H)

◆靖国神社は希望者の祭祀をとりやめるべきだ。拒否は違法として法廷で争うべき

(石川 M.C)

◆このままでええの！！日本と世界 10/21 反戦共同行動 IN 京都へ一人でも多くの結集を！ (宇治 T.H)

◆“靖国”はいらんねん。合祀なんかしないでいいねん。よけいな世話なんだよ、宮司くん！ (伏見 U.K)

◆真の宗教・信仰の尊さを確立して、人間を普遍へと自由ならしめる、人類普遍の闘いです。裁判官を教育する啓蒙の営為です。霊を天皇の奴隷から解き放つ闘いです。世界につながるたたかいです。屈服できません (京都 K.A)

◆松岡さんが訴訟に加われたとの事、がんばって下さい、公判に出れませんが通信で追っています (京都 N.S)

◆国家権力の横暴、国家と宗教の謀略を排して正義と憲法の政教分離の精神を守ろう！（兵庫県 K.Y）

◆合祀拒否の趣は「国のためだから殺し合いの為の席にも集合しなさい」と呼びかけ又は暗示された時、「拒否します」と断つてもその生活になんら支障をきたさない権利を獲得する為の基本的な人権なのだ

（坂井市 N.M）

◆「ミャンマー」で同県出身者のジャーナリストの方が「銃撃され死亡」というショッキングな報道がされました。「軍国」はおそろしい（松山 N.K）

◆ 10/14 大阪城での集会に参加したいと考えています。その場合は家族4人です

（遠野市 W.E）

◆松岡さんの陳述書深い思い入れをもって読ませていただきました。というも亡き父も九死に一生を得てフィリピンの戦場から帰還しましたので、私も一歩間違えば「靖国の遺児」となっていたかもしれないからです。従姉妹たちと同じ様に（豊中 K.T）

◆いつも通信ありがとうございます。傍聴にも行けなくて本当にすみません。この裁判の重要性はますます増しています

（鳥取 N.K）

《10月》

◆「美しい国」偽装の安倍辞任政治は何よりも「正直」が大事うそはダメですね！！

（大阪 F.N）

◆戦争の体験ありませんし、むずかしい事も分かりません。きっとイエス、マリアさまが助けてくれると信じています

（千葉 N.）

◆何もできませんが、これからもよろしくお願い致します（金沢 T.H）

◆「通信」ありがとうございます。「国家無答責」は言語道断です。戦争体験と生き残った者として声を大にして叫びたいです。微力ですが、カンパ致します（金沢 H.K）

◆いつもありがとうございます（芦屋 M.K）

◆「通信6号」ありがとう。10月16日の集会でも意見がでてたけど、靖国神社の教義そのものの問題が後景化して「敬愛追

慕の気持ちの侵害」を中心に司法判断を引き出す法廷戦術もむべなるかな、たしかに却下理由を示されない門前払いではつまらんしねえ。なんというても裁判所に進んで社会を正してもらうなんて期待でけへんし、人々の靖国意識を変革していくのは大衆運動の展開が肝腎。役割っちゅうもんやと思います（大阪 M.T）

◆すみません、いつからカンパしてなかったのかもわからなくなってしまいました。通信ありがとうございます（大阪 T.A）

【事務局より】2006年5/8最後に頂いております。ありがとうございます。今後ともよろしく！

◆研修参加者からのカンパです。ビデオ見ることは出来ませんでした。来年借ります。（新潟 T.T）

【事務局より】事務局のミスでご迷惑をかけました。申し訳ありませんでした。カンパありがとうございます。

◆忠告碑訴訟に出会って靖国神社の現状を知りたくなって質問状を送ってから十数年。そのとき知った台湾、朝鮮の英霊の存在が許せない。○韓国へ行って遺族に会うことを考えたが「在日」の多い鶴橋で挫折。その後田中氏が遺族の声を掘り起こしていると聴いて歓喜。この運動に発展したのだと感激し、田中氏の活躍に感謝。そしてこの運動に発展させた人たちの行動力に敬礼。自国の民を蹂躪した国の「軍神」であり続けることを肉親が許すはずはない

（泉南 N.S）

◆仕事でなかなか参加できず申し訳ありません。世の中少しは変わってきているのでしょうか？悪くなっていつているようで・・・（大東市 K.N）

郵便振込で送金頂いた方には領収証の発行を省略させて頂いております領収証。必要の際は「要領収」とお知らせ下さい。よろしくお願い致します。





事務局移転のお知らせ

今まで訴訟団の連絡先は大阪の西成区においておりましたが、都心から離れすぎて、印刷、会議等にはほとんど使える状態ではありませんでした。長年重たい印刷物や郵便物を抱えて他の友好団体事務所を借りて歩いておりました。事務局の高齢化も進み、「ほんまにしんどく」なってきました。会議の度の室料もかさむし・・・、何とか便利なところへと念願しておりました。

と言うわけで、今年の10月に立ち上げ開設した市民共同オフィス「SORA」に事務所移転をすることになりました。とても便利な場所にあるため、今後は作業や会議はうんと楽になります。

事務局の移転のお知らせと共に、共同で立ち上げた市民共同オフィス「SORA」の運営維持のためのご支援も併せてよろしくお願い申し上げます。すでに出資・カンパ頂いている方々はどうぞご放念下さい。ありがとうございました。

詳細については同封そら色の別紙をご覧ください。不景気の上、何かと支出の多い昨今ですが、私たち庶民の社会変革の力がより着実に発揮出来ることを願って、この共同の場を是非支えて下さい。よろしくお願い致します。

訴訟紹介のリーフレット第二弾出来ました！
ご利用下さい。

この訴訟も提訴から丸一年が過ぎ、重要な論戦はあと一つ二つ残すのみとなりました。一年間、本当に多くの皆さんの支援を得て全国に広がっています。何よりもタブーめいていた「靖国神社」を被告にするという扉を開いた事は今後の「反靖国」の大衆運動にとって大きな意味があるのではないのでしょうか。

来年からは原告証人調べに入ります。いよいよ目が離せません。二年目に入り、一層広くこの訴訟、靖国合祀の持つ意味、アジア的視点で靖国問題を浸透させていくためにも全国各地での皆さんの踏ん張りに大きく期待したいと思います。

第一版オレンジ色のリーフレット約20000部の発行配布はそのため大きな役割をはたしました。

今回、二年目、訴訟後半を機に第二版を制作しました。まだまだ行き届いていない所へ精力的に配布していきたいと思います。
◆ご近所、友人に◆集会での配布◆会報、通信等発送時の同封◆教会・お寺・集会所・事務所等の置きピラとして等々。全国津々浦々まで、30000部目配布をめざして。

会員の皆さんの協力が頼りです。必要部数お知らせ下さればお送り致します。よろしくお願い致します。

【事務局新住所】



大阪府中央区内淡路町 1-3-11
シティコップ 上町 402
市民共同オフィスSORA内



06-6949-2442

FAX

06-6949-2440



まだ旧住所のまま印刷の封筒・リーフレット等ありますが当面旧連絡先でも対応出来ます。

引っ越しです